

公 告

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 51 条の 8 第 1 項の規定により確認事務の一部を委託したので、法第 51 条の 12 第 1 項の規定により次のとおり公示する。

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称
株式会社セノン
- (2) 主たる事務所の所在地
香川県高松市磨屋町 5 番地 9

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域
香川県高松北警察署及び香川県高松南警察署の管轄区域
- (2) 期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 4 月 1 日

香川県高松北警察署長

香川県高松南警察署長

公 告

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 51 条の 8 第 1 項の規定により確認事務の一部を委託したので、法第 51 条の 12 第 1 項の規定により次のとおり公示する。

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

国際セーフティー株式会社

(2) 主たる事務所の所在地

香川県丸亀市城西町 2 丁目 2 番 40 - 501

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

香川県坂出警察署及び香川県丸亀警察署の管轄区域

(2) 期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 4 月 1 日

香川県坂出警察署長

香川県丸亀警察署長